ただし、当該事項を書面により通知しないで健康状態について報告を求め、又は感染の防止に必要な協力を求めるべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2　（略）

（感染を防止するための協力の対象となる新型インフルエンザ等感染症）

第二十三条の五　法第二十六条第二項において読み替えて準用する第十九条第一項又は第四十四条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める新型インフルエンザ等感染症は、新型コロナウイルス感染症とする。

（入院の措置等の対象となる新型インフルエンザ等感染症の患者）

第二十三条の六　法第二十六条第二項において読み替えて準用する第十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、新型コロナウイルス感染症の患者であって、次に掲げるものとする。

一　六十五歳以上の者

二　呼吸器疾患を有する者

三　前号に掲げる者のほか、腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者

四　臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれがあると認められる者

五　妊婦

六　現に当該感染症の症状を呈する者であって、当該症状が重度又は中等度であるもの

七　前号に掲げる者のほか、当該感染症の症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者

八　前各号に掲げる者のほか、都道府県知事が当該感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める者

により通知しないで感染の防止に必要な協力を求めるべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2　（略）

（新設）

（新設）

（新型インフルエンザ等感染症の患者が療養を行う宿泊施設の基準）

第二十三条の七　法第四十四条の三第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　法第四十四条の三第二項の規定により都道府県知事が宿泊施設から外出しないことを求めた者（以下この条において「宿泊療養者」という。）が療養を行う居室について、一の居室の定員は、原則として一人とすること。

二　宿泊療養者の滞在する区域を職員その他の者が作業を行う区域から明確に区別することその他の感染症のまん延を防止するために必要な措置が講じられていること。

三　宿泊療養者が療養を行うために必要な設備及び備品を備えていること。

四　宿泊療養者の療養に関する業務を統括する者、宿泊療養者に対して適切な健康管理及び療養に関する指導を行うために必要な医師、保健師又は看護師その他の医療関係者並びに宿泊療養者の療養を支援するために必要な人員が確保されていること。

五　前号に掲げるもののほか、宿泊療養者の健康状態を定期的に把握し、適切な健康管理及び療養に関する指導を行うことが可能な体制が確保されていること。

六　宿泊療養者の病状が急変した場合その他の必要な場合（以下この号において「急変時等の場合」という。）に適切な措置を講じることができるよう、あらかじめ、医療機関との連携方法その他の急変時等の場合における必要な措置を定めていること。

第二十三条の八　（略）

第八章　新感染症

第二十三条の九・第二十三条の十　（略）

（新感染症の所見がある者の入院に係る書面による通知）

第二十五条　第十三条第一項第五号から第十三号まで及び第二項の規定は、法第四十九条において法第十六条の三第五項の規定を準用する場合について準用する。

第二十三条の五　（略）

第八章　新感染症

第二十三条の六・第二十三条の七　（略）

（新感染症の所見がある者の入院に係る書面による通知）

第二十五条　第十三条第一項第五号から第十二号まで及び第二項の規定は、法第四十九条において法第十六条の三第五項の規定を準用する場合について準用する。